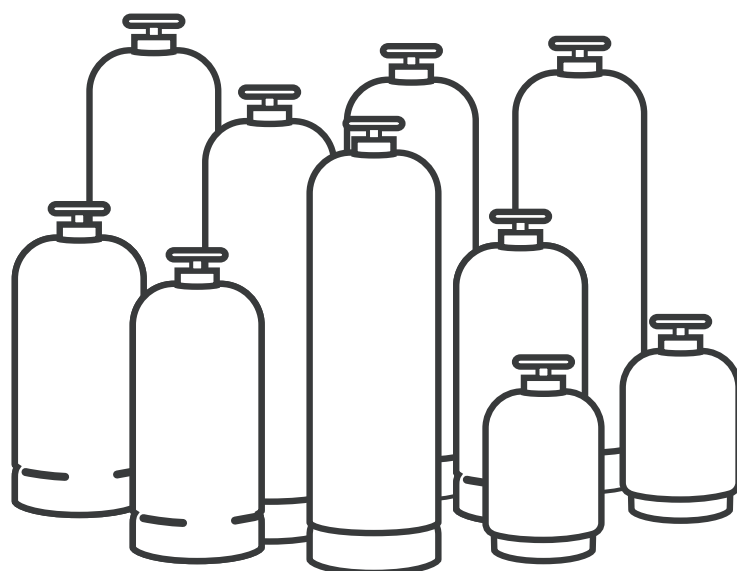


「京都府高圧ガス容器保安対策指針」
活用マニュアル



初 版

平成21年9月17日

京都府高圧ガス溶材組合
京都府府民生活部消防安全課監修

(はしがき)

■ 本マニュアル作成の目的

京都府作成（平成20年6月3日付）の『京都府高圧ガス容器保安対策指針』（以下“指針”と略す）について逐条説明や参考資料等の掲載により具体的に理解を深めてもらい指針の円滑活用を促進することを目的としている。

■ 本マニュアルの特徴

“指針”は、高圧ガス事故防止に向けて、容器、安全情報提供、設備器具の安全確保、保安意識の向上に関して供給側、消費側の立場に応じて事故発生防止のために必要と考えられる点を項目ごとにまとめられたものである。“指針”の項目は高圧ガス保安法に規定されていない部分についても、事業者による自主保安活動を促進するための具体的な内容を示しており、強制されるものではないが、事故防止や放置容器の防止のために、ぜひ遵守していただきたい。

高圧ガス事故防止のためには、事故発生後の再発防止対策も重要であるが、未然に防ぐための対策、すなわち、“事故予防対策”にも重点を置くことが大切である。指針の中に具体的に、供給事業者、消費事業者、関係団体、関係機関の役割が示されており、それぞれが示されている役割を実行すれば4者の協力・連携がより一層効果的に強められ、事故防止につながるものと考えている。

高圧ガス容器を例にとると、従来は、管理すべき者が管理義務を放棄した結果、高圧ガス容器は、危険な放置容器となり、放置容器が発見された後に、供給事業者が回収依頼により回収を行ってきた。しかし、事故を未然に防ぐためには、そもそも放置容器にならないように、まず、その対策を講じることが大切である。つまり、供給事業者及び消費事業者が予防措置を講じなかった結果、発生してしまった放置容器を要請に応じて、回収することよりもそれぞれの役割に応じた措置をしっかり講じて放置容器の発生そのものを極力減少させることがより重要であると考えられる。

また、比較的小規模な高圧ガス消費設備やガス器具を不良のまま使用し続けた場合、いくつかの原因が重なって、不幸にして高圧ガス事故が発生するケースがある。このような事故を防止するには予防措置として定期点検を実施して事故原因を可能な限り事前に取り除く努力が必要である。

さらに、ヒューマンエラーの防止には、定期的に高圧ガスに関する基礎的な知識の習得や最新の事故情報入手することが効果的である。保安研修等の機会を利用することにより、保安意識の向上を図ることが大切である。

■ 本マニュアルの活用方法

指針の全条項に解説を加えながら説明する「逐条解説編」と資料・雛型及び表等に索引番号を付して後半にまとめて掲載した「活用資料編」の二部構成になっている。読んでいただいて各々の立場で高圧ガス使用の実態に則して、保安向上のために活用してもらいたいと考える。今後は、要望等を踏まえ、大学や研究機関向けについても作成の検討を行いたい。

目 次

1.	遂条解説編	3頁	～	14頁
2.	活用資料編 (資料の内容)	15頁	～	33頁
●	高圧ガス消費先点検表（京都府高圧ガス溶材組合版）		:	資料－1
●	覚 書（オーダー販売に於ける）の雛型		:	資料－2
●	高圧ガス供給事業者用／連絡体制表の雛型		:	資料－3
●	「高圧ガス容器賃貸借契約書」の雛型		:	資料－4
●	容器回収方法に関するフロー図		:	資料－5
●	「高圧ガス容器受払管理台帳」の雛型		:	資料－6
●	高圧ガス消費事業者用／連絡体制表の雛型		:	資料－7
●	「事故届」に関する法的根拠資料	高圧ガス保安法の抜粋	:	資料－8
●	消費事業者の義務の法的根拠資料	高圧ガス保安法の抜粋	:	資料－9
●	供給事業者の義務の法的根拠資料	高圧ガス保安法の抜粋	:	資料－10
●	容器のくず化に関する法的根拠資料	高圧ガス保安法の抜粋	:	資料－11
●	周知義務の法的根拠資料	高圧ガス保安法の抜粋	:	資料－12
●	『京都府高圧ガス容器保安対策指針』	本文	:	資料－13

1. 「京都府高圧ガス容器保安対策指針」逐条解説編

第1 指針の目的

この指針は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の目的に基づき、高圧ガス供給事業者及び消費事業者並びに関係団体が、高圧ガス容器の適正な管理や安全に消費を行うための自主的な保安活動を促進することにより、災害の発生や高圧ガス容器の放置を防止することを目的とするものである。

◇説明◇

高圧ガス容器に関わる災害発生を防止するため、京都府が消費事業者や供給事業者が行う高圧ガス容器等の取扱いについて具体的な取組内容を指針として示し、高圧ガス保安法の目的にある自主保安活動をより一層促進し、消費事業者や供給事業者に係る高圧ガス容器等の適正管理の徹底により、高圧ガス容器が放置されることを防止するが、それでも万一、放置容器が発見された場合に備え、関係団体の協力による具体的な回収方法等について示している。

第2 基本的な考え方

この指針は、過去5年間の京都府内の災害原因のほとんどが消費中の事故に集中していることや最近発生した酸素消費中の事故原因から、法令に詳細な規定がないため消費事業者の保安管理が徹底していないことが判明したことを踏まえ、高圧ガスを取り扱う事業者（販売事業者、消費事業者及び関係団体）の自主保安活動を促進し、高圧ガス容器の適正な管理の徹底と安全な消費の確保による災害や放置容器の発生を防止し、府民の安心安全を確保するために事業者がとるべき事項を明文化したものである。

◇説明◇

本指針は主として、次の4つの柱により構成されている。

- (1) 販売事業者から消費事業者に対する安全な高圧ガス使用に関する情報の提供
 - ・消費事業者が指針の内容を遵守するための供給事業者による助言
 - ・消費事業者は、事業所内で安全情報を共有できる体制を構築し従事者に周知
- (2) 高圧ガスボンベの適正な管理及び安全な使用の確保
 - ・供給事業者及び消費事業者による高圧ガス容器の適正な管理及び安全な使用の確保による事故や高圧ガス容器の放置化を防止
 - ・消費事業者は従事者を講習会に参加させ最新の安全情報を入手
- (3) 事故発生時の連絡体制の構築
 - ・万一、事故が発生した場合の関係機関への連絡体制を構築し迅速な対応を実施
- (4) 関係団体の協力による放置容器の迅速で適切な処理
 - ・万一、放置容器が発見された場合は、関係団体により迅速、適正な回収を行い災害の発生を防止

第3 指針の対象

この指針では、工業用として使用する高圧ガス容器（高圧ガス保安法第41条に規定する 容器で、内容積1リットル以上の容器をいう。以下同じ）により高圧ガスを供給する事業者（製造事業者販売事業者）及び消費する事業者並びにこれらに関する団体等を対象とする。

◇説明◇

工業用として使用する高圧ガス容器で一般家庭用に販売され消費される高圧ガスに対しては適用されない。工業用として高圧ガス容器を用いて販売され消費される高圧ガスに対し適用される。また、病院で使用する医療用酸素は在宅での使用を除き対象となる。

<対象外の例>

- ・ 家庭で消費される医療用酸素の販売・消費
- ・ 家庭で消費される液化石油ガスの販売・消費
- ・ 家庭用エアコンに使用されるフロンガスの販売・消費等
- ・ 内容積1リットル以下の容器
- ・ スプレー缶、消火器、カセットボンベなど

第4 用語の定義

(1) 供給事業者

京都府内の消費事業者に高圧ガスを販売する製造事業者及び販売事業者（オーダー販売事業者を含む）をいう。

◇説明◇

京都府内の消費事業者に高圧ガスを販売する製造事業者及び販売事業者。この指針が適用される供給事業者は、京都府内の供給事業者と京都府以外の供給事業者が京都府内の消費事業者に高圧ガスを販売する場合に適用される。

(2) オーダー販売事業者

直接高圧ガス容器を取り扱わず、他の高圧ガス供給事業者に容器の納入を依頼する販売事業者をいう。

◇説明◇

京都府内で高圧ガスを使用する消費事業者（工事現場を含む）に対し高圧ガスを供給する場合、窓口となる供給事業者（＝オーダー販売事業者）及び実際の供給を行う供給事業者の全てが“指針”の適用を受ける。

(3) 消費事業者

容器に充填された高圧ガスを、府内において消費して事業活動等を行う者をいう。

◇説明◇

京都府内において高圧ガスを消費して事業活動等を行う者。京都府内の建設現場で作業する府外の消費事業者も“指針”の適用範囲となる。

<例>

- ・ 酸素等の使用を行っている大学や病院、研究機関等
- ・ 溶接のためにアセチレンガス等を使用している事業者等
- ・ 製造工程で各種の高圧ガスを使用している製造業者等

(4) 放置容器

現に所有者又は使用者が管理していない状態にある高圧ガス容器をいう。

◇説明◇

放置容器の例として

- ・ 消費事業者によって使用現場周辺等に残置され管理義務が放棄された容器
- ・ 消費事業者から長期期間に渡り容器が返却されず、消費事業者側で管理がなされていない容器
- ・ 法的に正しく処理されないまま、産業廃棄物処理業者が保管している高圧ガス容器
- ・ 盗まれた後、不要になり放置された容器
- ・ 輸送中に車両や船から転落したまま行方不明になった容器（発見されれば放置容器）
- ・ 水害等（台風、津波、大水）に遭って紛失した容器（発見されれば放置容器）
- ・ 廃工場や廃棄施設内の放置された高圧ガス容器
- ・ 何者かによって土中に埋設され、偶然、掘り出された高圧ガス容器
- ・ 海岸に漂着した高圧ガス容器
- ・ その他

(5) 関係団体

京都府内の高圧ガス保安団体をいう。

◇説明◇

京都府高圧ガス溶材組合（電話 075-361-0245）＊

社団法人 京都府エルピーガス協会（電話 075-314-6517）

＊京都府高圧ガス溶材組合は、消費事業者向けの一般高圧ガスの講習会を定期的を開催している。

(6) 供給事業者団体

京都府高圧ガス溶材組合及び社団法人京都府エルピーガス協会をいう。

◇説明◇

京都府高圧ガス溶材組合 連絡先 <http://mdg.sakura.ne.jp/HP/home.html>

社団法人 京都府エルピーガス協会 連絡先 <http://www.kyotolpg.or.jp/frameset.html>

第5 供給事業者がとるべき措置

供給事業者は、高圧ガス保安法の規定を遵守する他、【第1目的】を達成するため、次の措置をとるように努めるものとする。

(1) 高圧ガス容器の受け入れ及び引き渡し台帳を備え、常に自社の取り扱う高圧ガス容器の所在管理を徹底する。

◇説明◇

現状、供給事業者における高圧ガス容器の管理は、一般則第95条第3項の規定により遵守すべきことであり、現在では、バーコード入力等による「容器管理システム」によって管理が行われているのが通常である。

☞ 資料-10 供給事業者の義務の法的根拠資料 参照

(2) 消費事業者に、安全に消費するための適切な情報を提供する。

◇説明◇

“適切な情報”とは、法定の周知文書、機器の取扱及び安全管理情報、高圧ガス消費先点検表、事故情報、注意喚起情報等を指す。情報提供の頻度は、初回と取引が継続している場合、年1回以上とする。消費事業者が使用する高圧ガスの種類によって“適切な情報”は、異なるため、供給事業者は、それに配慮して、入手出来る情報の中から選択して消費事業者に提供する様に心掛けること。

☞ 資料-1の「高圧ガス消費先点検表」の雛型を参照

- 「高圧ガス消費先点検表」は、溶接関係事業所向けのものを収載しているが、消費事業者は、自社の高圧ガスの使用環境を踏まえて、点検項目の不要なものをカットしたり、必要な項目を加えたりする必要がある。例えば、「高圧ガス日常点検表」を作成し、必要最小限の項目を誠実に点検履行しても差し支えない。

☞ 資料-12 周知義務の法的根拠資料 参照

☞ 関連事項 第6 消費事業者がとるべき措置(5) 参照

(3) オーダー販売事業者は、容器を直接取り扱う販売事業者との間で、消費事業者に対し前号の情報提供をどちらが行うか、あらかじめ文書で取り決める。

◇説明◇

事故防止の対策に“情報提供”は、不可欠であるが、オーダー販売の場合、商流と物流が異なるので委託者と受託者の役割分担が不明確となっている。万一、事故が発生した場合、消費事業者が、『何の情報提供も受けていなかった』『守るべき基本的なことさえ知らされていなかった』というようなことが生じないように委託者と受託者の間でどちらが責任をもって“情報提供”行うのかを文書で確認しておく必要がある。

☞ 資料－2 「覚 書」の雛型を参照

(4) 事故発生時に高圧ガス保安法第63条に基づき関係機関に速やかに通報が行えるよう連絡体制をあらかじめ構築し従事者に周知する。

◇説明◇

高圧ガス保安法の規定により、各供給事業者においては既に実施されていることであると考える。

☞ 資料－3 「(供給事業者)連絡体制表」の雛型を参照

- 「連絡体制表」は、事業所によって事情が異なるのでそれぞれで適切に作成すること。
- 京都府府民生活部消防安全課 ガス火薬担当 075-414-4471 (24時間対応)

(5) 高圧ガスの販売にあたって高圧ガス容器は原則として貸与することとし、消費事業者はその旨明示する。

◇説明◇

高圧ガス容器は、一部で消費事業者(官公庁や自衛隊等)が所有している場合がある。この場合、所有者である消費事業者が容器の管理(所在管理、法定検査等)の全ての義務を負う。現在、流通しているほとんどの高圧ガス容器は、供給事業者が所有しているため容器に関する管理義務は供給事業者側にある。ただし、高圧ガス容器を消費事業者に引き渡された時点で消費事業者は、供給事業者に対して容器の管理責任が生じる。つまり、使用后、速やかに供給事業者に返還する責任が生じるのである。この点について供給事業者と消費事業者との間で文書によって確認しあうのが望ましい。一般社団法人 日本産業・医療ガス協会や全国高圧ガス溶材組合連合会などから“商習慣の改善”の一環として「容器貸借契約」の締結が推奨され、参考に契約書式が発表されている。それぞれの供給事業者の事業実態に合わせて作成されることが望ましい。

☞ 資料－4 「容器貸借契約書」の雛型 参照

(6) 供給事業者は、高圧ガス容器について常にその所有者を明確に識別できるようにする。

◇説明◇

高圧ガス保安法により、高圧ガス容器は、所有者刻印又は容器表面の所有者名の記入によって所有者の識別が義務付けられている。放置容器の一部を除き、100%当該表示は実施されている。ただし、供給されている高圧ガス容器が供給事業者の所有なのか、販売先の消費事業者の所有なのかの認識のない消費事業者があるので日頃から説明しておくことが必要である。

(7) 同じ高圧ガス容器は原則として1年以上継続して同一事業所に留置しない。

◇説明◇

供給事業者は、日常から容器の所在管理を徹底して、1年以上出荷されたままで返還されない容器に関して、区切りを設けて消費事業者において使用状況を確認し、使用済みであれば回収し、使用の目途なく保管されている場合など実情を確認し、回収させてもらう努力を行う。調査した時点で既に所在不明になっている容器もあり、問題の早期発見に役に立ち、長期停滞化から放置容器になることを未然に防止する効果がある。“1年以上留置不可”とは、1年を一定の区切り期間と考え、管理を徹底するために回収を行うという意味である。また、過去に京都府内での消費中の事故では、1年間留置して使用を再開した際に事故が発生した事例もあり、第6 消費事業者がとるべき措置(8)と関連するが、安全対策の趣旨から回収する意義は大きい。

☞ 関連項目 第6 消費事業者がとるべき措置(8) 参照

(8) 使用済み高圧ガス容器の回収は迅速に行い、消費事業者からの依頼があった場合は、自社取扱容器以外の容器であっても回収する。この場合、回収した自社所有容器以外の容器 第7(2)において定める高圧ガス容器の共同集積場(充填所内の容器置場を含む)に搬入して、所有者に返却する措置をとる。

◇説明◇

供給事業者は、取引先(消費事業者)から使用済み等で引上げの要請があれば日常業務として回収を行う。また、消費事業者から回収要請があれば、自社が供給した容器以外の一般ガス容器(毒性ガスを除く)であれば回収を行う。所有者が近隣の同業者等であれば引取要請を行い、所有者の不明な容器の場合は、容器センターへ送るために京都府内の所定の集積場に送致する。

(9) 関係団体への加入などにより保安に関する最新情報を入手し、従事者に対して、少なくとも1年に2回以上保安教育を行う。

◇説明◇

供給事業者として事業を行う上で、専門家としての自覚をもって高圧ガスに関する知識や情報を入手して業務に生かすことが大切である。京都府高圧ガス溶材組合が定期的実施している「経済・保安講習会」等に従事者を参加させることも一つの方法である。他にも、資格試験の研修に従事者を派遣し社内で伝達講習を行うことも保安教育の一環とみなせる。様々な機会を活用するなど、従事

者の保安意識の向上の機会を設けることが大切である。また、関係団体への加入は任意であるが、保安情報は、高圧ガス保安協会、全国高圧ガス溶材組合連合会、一般社団法人 日本産業・医療ガス協会等の団体から主として発信されているのでこれらの団体に加入し、保安情報を入手し、従事者の保安意識の向上を図ることも可能である。

(10) 少なくとも1年に2回以上、消費事業所における高圧ガス容器の管理状況等を調査する。

◇説明◇

「容器調書」の配布時（郵送含む）及び製品の納品等、消費事業者を訪問する機会をとらえ管理状況の確認を少なくとも年2回以上行う。（内、少なくとも1回は現地確認で実施）供給事業者は、消費事業者における高圧ガス容器の管理状況等に常に関心をはらい、問題があれば事故の発生を未然に防止する情報提供を消費事業者に対し行う。

(11) 消費事業者に対して、【第6消費事業者がとるべき措置】の規定が遵守されるように助言する。

◇説明◇

原則的に供給事業者は、消費事業者に対し、高圧ガスの保安に関して指示や命令を行う立場にはないが、消費事業者が“指針”の条項から逸脱されないように意見具申したり、参考資料を提供したり、要請されれば、消費事業者の事業所内で研修会を開催するなど広義の意味での“助言”を行うことを示している。

☞ 関連項目 第6 消費事業者がとるべき措置（6）参照

第6 消費事業者がとるべき措置

消費事業者は、[第1目的]を達成するため、次の措置をとるように努めるものとする。

(1) 高圧ガス保安法の規定を遵守するとともに、特に、同法第15条第1項に基づき、高圧ガスの貯蔵を行う。

◇説明◇

高圧ガス保安法の規定を遵守するとともに、特に高圧ガスの貯蔵の基準に関する規定を遵守して貯蔵を行う。

☞ 資料－9 「消費事業者の義務の法的根拠資料」 参照

(2) 高圧ガス保安法の規定を遵守するとともに、特に、同法一般高圧ガス保安規則第60条（その他消費の技術上の基準）又は液化石油ガス保安規則第58条（その他消費の技術上の基準）に基づき高圧ガスの消費を行う。

◇説明◇

高圧ガス保安法の規定を遵守するとともに、特に高圧ガスの消費の基準に関する規定を遵守し消費を行う。

☞ 資料－9 「消費事業者の義務の法的根拠資料」 参照

(3) 消費事業所には、高圧ガス容器の管理責任者を置き、高圧ガス容器管理台帳等により常に高圧ガス容器の受け払い状況及び所在等を管理する。

◇説明◇

消費事業者は、供給事業者から高圧ガス容器を受け取り、消費事業者自身で管理し使用するためには、「何時、どの容器を受け取り、何時、返却して、現在、どの容器が自身の管理下にあるのか」を知る必要がある。このため、台帳等により記載等を行い管理する。台帳（PC利用も含む）で管理するのが好ましいが、改めて台帳記載等による管理を行うことが困難な場合には、供給事業者が発行する高圧ガス容器の納品書（日付・容器の記号番号が記入）と空瓶受領書（日付・容器の記号番号が記入）を確実に保管することで台帳管理に代え、更に供給事業者が定期的に発行して届ける「容器調書」も利用して、消費事業者自身の管理すべき容器の確認を行うことにより、結果的に受け払い状況の管理を行うことも可能である。

☞ 資料－6 「高圧ガス容器受払台帳」の雛型 参照

(4) 高圧ガス容器は一定の場所で管理し、毎日の作業開始時及び作業終了時に高圧ガス容器の管理責任者が管理状況を確認する。

◇説明◇

“一定の場所で管理・・・”とは、高圧ガス容器を工場や研究所内にあちこちに移動・散在させないで、保管及び使用を行い適切に管理するということである。移動や現場へ持ち出した場合、使用后、元の保管場所に戻すようにする。管理者不明の高圧ガス容器を敷地内に生じさせないように一定の場所で管理することが望ましい。

(5) 供給事業者から高圧ガスを安全に消費するための適切な情報の提供を受けた際には、事業所内で当該情報を共有できる体制を構築し従事者に周知する。

◇説明◇

周知文書や事故情報等の安全に関する適切な情報を入手した場合は、消費事業所内での事故を未然に防止するために、あらかじめ事業所内で当該情報を共有できる体制を構築し、当該情報を入手した者だけにと止まらないようにする。

例えば、高圧ガスを取扱う部門の従事者に当該情報を回覧したり、「インフォメーション・ボード」に張り出したり、安全研修や朝礼の際に情報提供を行うなど、できる限り社内（所内）に知らせる手段を検討し、どの担当者まで知らせる必要があるのか、あらかじめ決めておく必要がある。

☞ 関連項目 第5 供給事業者がとるべき措置 (2) 参照

(6) 供給事業者から消費場所における高圧ガス容器の管理状況について助言を受けた際には、速やかに改善し安全確保に努める。

◇説明◇

供給事業者は「供給事業者がとるべき措置 (11) で消費事業者に対して、【第6 消費事業者がとるべき措置】の規定が遵守されるように助言する。」と規定されており、供給事業者が事故防止等のために行った助言については、積極的に受け入れて現状を改善しようとする行動が事故を未然に防止することや放置容器をなくす上で大切である。

☞ 関連項目 第5 供給事業者がとるべき措置 (11) 参照

(7) 高圧ガス容器及び付属設備（配管、ホース、調整器）は原則として1年以内に1回以上安全上問題がないか点検等を実施する。

◇説明◇

消費事業者において使用している高圧ガス容器や付属設備（配管、ホース、調整器）について年1回以上点検を行うべきである。配管であれば、接続部の漏れや配管の腐食がないか、ホースであればゴムの劣化によってヒビ割れが認められないか、調整器であれば接続部の漏れがないか、調圧が正常に機能しているか等进行检查確認しなければならない。消費事業者の規模が大きければ、点検対象数が多いので、点検機器リスト等を作成して、所在や機器番号などを記入し、検査の結果を記入して記録することも必要になる。このような業務を定期的に外部の専門業者に委託するのも一つの方法である。また、供給事業者が高圧ガス容器を返却する際に点検が可能な場合は依頼することもできる。

☞ 関連項目 第5 消費事業者がとるべき措置 (8) 参照

(8) 使用済み高圧ガス容器は、直ちに供給事業者に戻却することとし、使用中の容器であっても原則として1年以上留置しない。

◇説明◇

消費事業者は、日常から容器の管理を行い、使用済の高圧ガス容器は、迅速に供給事業者に戻却し、受取後、1年以上経過した容器については区切りを設けてできる限り、供給事業者と相談の上、返

却すること。使用の目途なく保管されている場合も安全を考慮して要請に応じて返却すること。長期停滞化から放置容器になることを未然に防止する効果がある。“1年以上留置不可”とは、1年間を区切りの期間と見て問題を先送りせず管理を徹底するための一定の基準である。また、第6消費事業者がとるべき措置（7）で「1年に1回以上、高圧ガス容器及び付属設備（配管、ホース、調整器）に対し安全上問題がないことの点検等を実施する」と規定されていることにも関連し、できる限り1年以上留置しないようにすることを目標としている。

☞ 関連項目 第5 供給事業者がとるべき措置（5）参照

☞ 関連項目 第6 消費事業者がとるべき措置（7）参照

（9）事故発生時に高圧ガス保安法第63条に基づき関係機関に速やかに通報が行えるよう連絡体制をあらかじめ構築し従事者に周知する。

◇説明◇

事故発生時に慌てず的確に必要な連絡が出来るように日頃から連絡先表を作成して必要な場所に掲示し、緊急時に役立つようにしておく。

連絡先としては、消防署、警察、京都府、取引のある供給事業者、その他。特に高圧ガス容器の盗難の場合は、警察に届け出るとともに京都府に対しても事故届（盗難）を提出すること。

☞ 資料－7 （消費事業者）通報連絡体制表の雛型 参照

➤ 京都府府民生活部 消防安全課 ガス火薬担当 075-414-4471（24時間対応）

☞ 資料－8 「事故届」に関する法的根拠 参照

（10）関係団体等が主催する講習会に参加するなどにより、保安に関する最新情報を入手し、高圧ガスを取り扱う従事者に対して、1年を通じて1回以上高圧ガスの保安に関する教育を実施する。

◇説明◇

高圧ガス保安団体が主催する講習会以外にも大学や研究機関や企業が自ら講師を招いて自社内で講習会を実施することでも差し支えない。

第7 関係団体等がとるべき措置

関係団体等は、[第1目的]を達成するため、次の措置をとるよう努めるものとする。

（1）高圧ガス容器の適正な取り扱いについて、加入企業及び消費事業者に対し周知・啓発を行う。

◇説明◇

京都府における“指針”の存在を様々な機会や媒体を利用して府内の供給事業者及び消費事業者に周知するとともに保安情報の普及のための継続的な周知徹底を図る。

(2) 供給事業者団体は、放置容器の回収を円滑に行うため、回収した高圧ガス容器の共同集積場（充填所内の容器置場を含む）を設けるなど必要な措置をとる。

◇説明◇

京都府高圧ガス溶材組合は、共同集積場を京都府南部に4ヶ所、北部に1ヶ所設けている。社団法人 京都府エルピーガス協会は、会員の充填所内の容器置場を集積場としている。

第8 放置容器の処理

1 供給事業者及び関係団体は、放置容器を迅速、適正に処理するために次の措置をとるようにする。

(1) 放置容器の処理体制を確立し実施する。

◇説明◇

供給事業者は、事業として高圧ガスの販売を行っているので、社会における高圧ガスの安全な流通が事業の前提となる。自社が取引に関与しているか否かに関わらず、社会の安全確保のために放置容器の回収は自主的に行わなければならない。しかし、法的に放置容器回収の義務を負っている訳ではないので、休日や夜間、時間を問わず通報があれば回収に駆けつける体制にはなっていない。放置容器に関する通報や回収要請があれば、原則として人員や車両の準備をして営業日の営業時間内に出来るだけ速やかに回収作業に対応している。関係団体により、京都府内においては、放置容器の回収処理のルール及び集積場を取り決め、毒性ガス等の容器を除く、一般的な高圧ガス容器の回収を行う体制は備えている。

しかし、毒性ガス等は危険性が伴うこと、回収後、無害化する化学的処理の必要性もあるので、当該ガスのメーカー等に回収及び処理を依頼しなければならない。また、毒性ガス等の回収処理費用は、原則として容器所有者に帰することになっており、善意の第三者の通報だけで事前調査もせずに安易に回収した場合、費用負担責任の問題が発生することもある。“京都府における容器回収方法に関するフロー図（資料－5）”のとおり、仕組みは、準備されているが、実際の運用にあたっては、状況を調査した上で、関係者間の協力や了解を得ながら回収処理を進めなければならない。

☞ 資料－5 「容器回収方法に関するフロー図」 参照

(2) 放置容器を発見者が速やかに処理機関に通報できる体制を確立し実施する。

◇説明◇

消防署や警察署等に連絡先体制を周知し、通報に迅速に対応できるように準備しておくこと。

(3) 第1号及び第2号について広報をする。

◇説明◇

関係機関に回収処理のルール資料等を配布すること。関係団体のホームページ等で放置容器の処理について広報することを指す。府民一般に対しては、京都府のホームページに掲載する。

2 放置された高圧ガス容器を発見した者は、自ら処理することなく、直ちに供給事業者団体に通報し処理を依頼する。

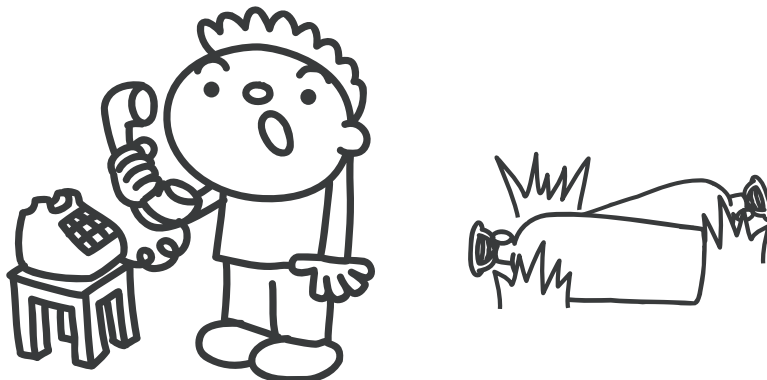
◇説明◇

供給事業者は、使用済み高圧ガス容器の回収は迅速に行い、その他、消費事業者から事業者内の高圧ガス容器の回収について依頼があった場合は、容器は第7(2)において定める高圧ガス容器の共同集積場(充填所内の容器置場を含む)に搬入して、所有者に返却する措置をとる。毒性ガス等一部のガス種については、回収費用等の問題が発生するので、状況を調査して関係先と連絡をとりながら実施しなければならない場合がある。

☞ 資料-5 「容器回収方法に関するフロー図」 参照

高圧ガスの知識を持たない者が安易に処理(移動・廃棄)しようとする場合があるので、まず、“通報して指示に従って下さい”という意味である。産業廃棄物処理業者が、高圧ガス容器を引き上げ処理しようとして自社構内に保管していた例があるが、“くず化”する前に安全処理が必要であるため、“自ら処理することなく”という文言を規定している。

☞ 資料-11 容器のくず化に関する法的根拠資料 参照



2. 活用資料編

次の資料を収載する。

- 高圧ガス消費先点検表（京都府高圧ガス溶材組合版） : 資料－1
- 覚 書（オーダー販売に於ける）の雛型 : 資料－2
- 高圧ガス供給事業者用／連絡体制表の雛型 : 資料－3
- 「高圧ガス容器賃貸借契約書」の雛型 : 資料－4
- 容器回収方法に関するフロー図 : 資料－5
- 「高圧ガス容器受払管理台帳」の雛型 : 資料－6
- 高圧ガス消費事業者用／連絡体制表の雛型 : 資料－7
- 「事故届」に関する法的根拠資料 高圧ガス保安法の抜粋 : 資料－8
- 消費事業者の義務の法的根拠資料 高圧ガス保安法の抜粋 : 資料－9
- 供給事業者の義務の法的根拠資料 高圧ガス保安法の抜粋 : 資料－10
- 容器のくず化に関する法的根拠資料 高圧ガス保安法の抜粋 : 資料－11
- 周知義務の法的根拠資料 高圧ガス保安法の抜粋 : 資料－12
- 『京都府高圧ガス容器保安対策指針』 本文 : 資料－13

資料－ 1

高圧ガス消費先保安点検表

点検年月日 年 月 日

殿

点検ガス名：酸素・アセチレン・窒素・アルゴン・炭酸ガス・液化石油ガス・()

下記点検事項は、一般高圧ガス保安規則第60条、液化石油ガス保安規則第58条に定める「消費の基準」等に基づくものです。今回の点検結果で「否」の項目につきましては、早急にご改善下さい。今後とも高圧ガスによる災害の防止に努められますようお願い致します。

京都府高圧ガス溶材組合

販売店名 _____ 立会者氏名 _____ 印

電話番号 () _____ 点検実施氏名 _____ 印

保管状況	(A) 1	警戒標識は適切な場所に設置されているか。(ガス名、高圧ガス置場、関係者以外立入禁止、火気厳禁、油脂厳禁等)	良	否
	2	圧縮ガス300m3以上、液化ガス3000KG以上を京都府知事に無届で貯蔵していないか。	良	否
	3	消防法による届出をしているか。(アセチレン40KG以上、LPG300kg以上貯蔵する場合は、他の高圧ガスは市町村条例を確認すること)	良	否
	4	高圧ガス容器は、40℃以下に保たれているか。容器は直射日光、風雨にさらされていないか、通風、換気は良いか。	良	否
	5	火気から2m以上の距離が確保されているか。	良	否
	6	容器の転倒、転落の防止がされているか。鎖、ロープ又は歯止めがしてあるか。	良	否
	7	充容器と空容器はそれぞれ区分して保管されているか。	良	否
	8	酸素ガス容器と可燃性ガス容器はそれぞれ区分して保管されているか。	良	否
	9	消火器は適正な場所に常備してあるか。能力単位：B-10以上の粉末消火器。	良	否
	10	空容器は容器バルブが完全に締められているか。	良	否
	11	消費後の容器は所定の場所に保管されているか。車両に積載したままにしていないか。	良	否
作業状況	(B) 1	消費設備は使用開始時及び使用終了時に点検しているか。	良	否
	2	ガス溶接技能講習終了証のない者が、溶接、溶断、加熱作業に従事していないか。	良	否
	3	ガス集合溶接装置(10本以上の可燃性ガス)に作業主任者が選任されているか。	良	否
	4	容器バルブには常時開閉ハンドルがつけられているか。	良	否
	5	可燃性ガス、酸素の使用場所から5m以内で喫煙、火気の使用を禁じているか、引火性又は発火性のものがないか。	良	否
	6	火花の落下する恐れのある場所に容器を置いていないか。	良	否
	7	アセチレン及びLPGなどの液化ガスの容器立てで使用しているか。	良	否
	8	逆火防止器(乾式、水封式)が取付けてあるか。	良	否
	9	容器を作業台や定盤代わりに使用していないか。	良	否
	10	車両で高圧ガスを運ぶ場合、高圧ガスの警戒標、消火器、注意書、防災工具を備えているか。	良	否
器具の状況	(c) 1	容器、弁、調整器に油脂が付着していないか。	良	否
	2	調整器及び圧力計の作業能力は正常なものを使用しているか。	良	否
	3	ゴムホース取付部はホースバンドで締め付けているか。	良	否
	4	ゴムホースにヒビ割れはないか。	良	否
	5	ゴムホースと調整器、吹管との連結部の漏れ点検が実施されているか。	良	否

資料－２

覚 書

〇〇商事株式会社(以下、甲[委託者]という)と〇〇酸素株式会社(以下、乙[受託者]という)は、京都府下における甲から納入委託のある全ての消費事業者に対するオーダー販売取引(代納取引)に於ける保安対策措置として、責任範囲を明確にするために以下のとおり覚書を締結する。

◇◇覚書締結の根拠◇◇

「京都府高圧ガス容器保安対策指針」 制定：平成２０年６月３日 一抜粋一

第５ 供給事業者がとるべき措置

- (２) 消費事業者に、安全に消費するための適切な情報を提供する。
- (３) オーダー販売事業者は、容器を直接取扱う販売事業者との間で、消費事業者に対し前号の情報提供をどちらが行うか、あらかじめ文書で取り決める。
- (７) 同じ高圧ガス容器は原則として１年以上継続して同一事業所に留置しない。

１. 高圧ガス容器及び付属機器の安全な取り扱い情報の提供

甲は、当該消費事業所に対し、参考資料を提供する他、必要に応じ高圧ガス及び付属機器の取り扱いの実地指導を行い、それを記録し、監督官庁の要請があれば記録を提出しなければならない。

２. 高圧ガス容器の管理

乙は供給する容器の管理を行い、甲又は消費事業者から要請があれば「容器調書」を随時提供しなければならない。

３. 消費事業者の使用現場での管理

甲は、消費事業者の使用現場での容器の取扱状況を年２回以上確認し、保安上懸念される点があれば指導又は助言を行い、状況の改善を図るものとする。

４. 容器長期停滞の防止

甲は、同じ容器を原則として１年以上同一事業所に留置しないように乙の協力を得て管理する。

５. 容器の紛失及び損壊等における損害賠償

容器の紛失や損壊（容器バルブ・付属機器を含む）等によって乙が損害を被った場合、乙は甲に対し理由を明確に示して損害賠償を要求する。甲は、確認の上、乙の損害賠償要求に応ずるものとする。

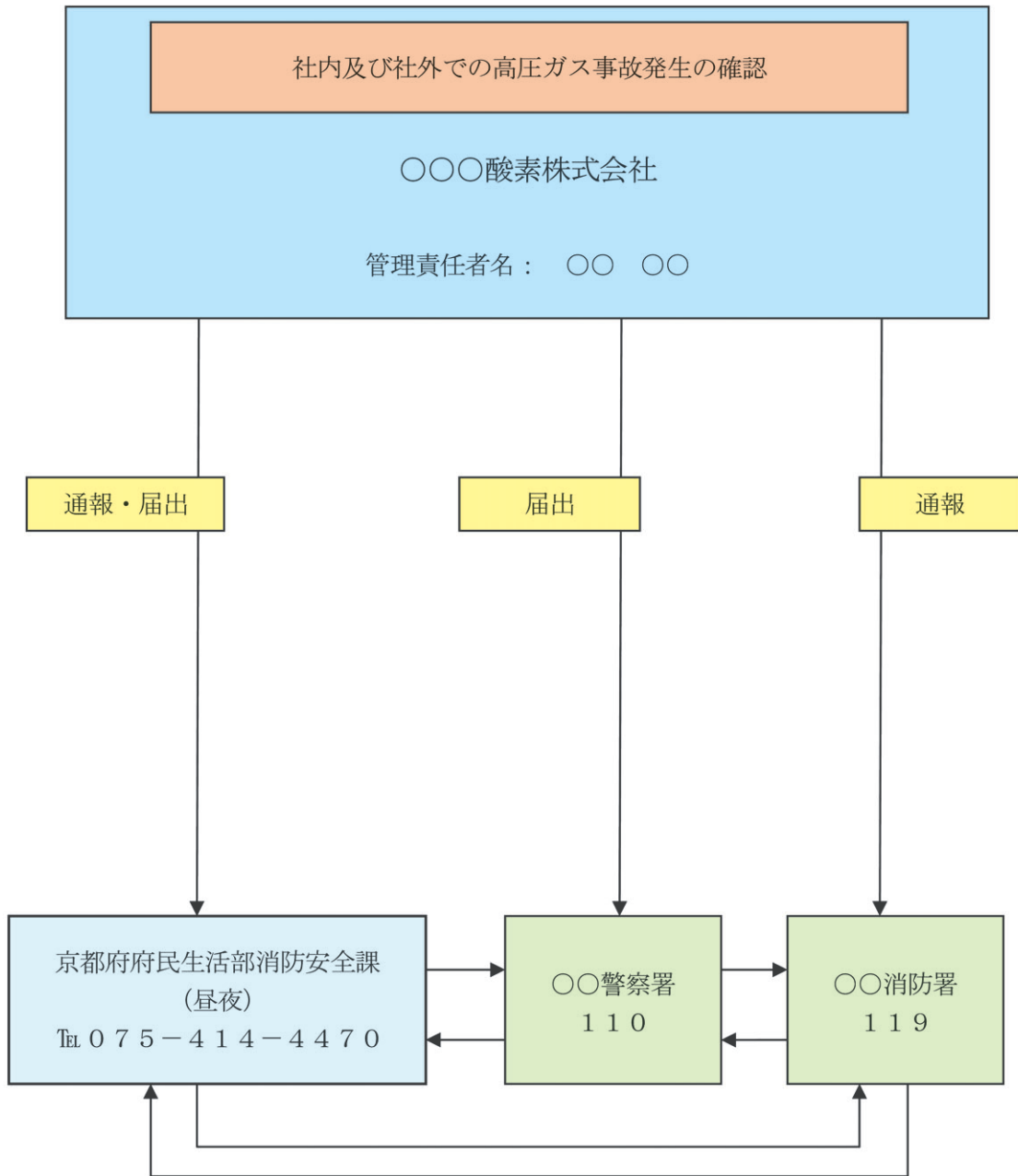
６. 万一、当該消費事業者にて高圧ガス災害が発生した場合、甲は速やかに乙の協力を得て調査の上、京都府に対して事故報告を行わなければならない。

平成〇〇年 〇月 〇日

甲（委託者） 東京都・・・
〇〇商事株式会社

乙（受託者） 京都府・・・
〇〇酸素株式会社

高圧ガス事故(災害・容器紛失及び盗難)の連絡体制表



<高圧ガス事故とは>
高圧ガスに関する災害、高圧ガス容器の紛失・盗難
① 紛失の場合は遺失届・盗難の場合は盗難届を警察へ
② 高圧ガスの事故、容器の盗難は、京都府府民生活部消防安全課へ
③ 火災や負傷の場合は消防署へ

高圧ガス取引に伴う高圧ガス容器貸借に関する契約書

〇〇鉄工株式会社(以下甲と称する)と〇〇酸素ガス株式会社(以下乙と称する)は、高圧ガスの取引に伴う高圧ガス容器(以下容器と称する)の貸借に関して次のとおり契約を締結する。

【容器の貸与と容器利用料】

第1条 甲は乙から貸与を受けた容器に対し高圧ガス保安法並びに「京都府高圧ガス容器保安対策指針」を遵守し使用者として誠意をもって安全な取扱管理を行うものとする。

第2条 甲は本容器について使用完了後、速やかに乙に返還するものとする。

第3条 本容器は、出荷から〇〇日間は無償貸与とし、〇〇〇日目以降、本容器が乙に返還される迄の期間、甲は乙に「容器利用料」を支払うものとする。

第4条 「容器利用料」は、甲から乙へのお荷後〇〇〇日間は無料とする。乙は甲に〇〇〇日目から1日に付き〇〇円/本(約月額〇〇〇円/本)の計算で「容器利用料」として請求するものとする。

【長期停滞容器について】

第5条 「京都府高圧ガス容器保安対策指針」の第5の(7)及び第6の(8)の規定に基づき、乙から甲に高圧ガス容器をお荷後、2年以上返却されない場合、乙は甲に対し当該容器の回収を申し入れ甲はこれを承諾するものとする。

【容器保証金】

第6条 甲は乙から貸与を受ける容器について「容器保証金」を乙に預託する。

第7条 前条の「容器保証金」は、甲乙間の高圧ガス売買取引終了時まで乙が預かり売買取引終了後、乙は速やかに甲に返還しなければならない。

第8条 乙は甲に貸与した容器が紛失、損傷その他容器が使用に耐えざる状態になっていた場合、弁償金及び「容器使用料」等の未収入金があれば「容器保証金」と相殺することが出来る。

【容器の弁償責任】

第9条 甲は乙より貸与を受けた容器に対して、故意、過失の如何にかかわらず、紛失、損傷その容器が使用に耐えざる状態又は返還することが不可能な状態が生じた時、乙は直ちに甲に対し弁償金を支払うものとする。

第10条 甲は乙より貸与を受けた容器に付属する、キャップ、バルブ、スピンドル等を紛失、破損したとき、甲は乙の請求に応じて損害額を支払わなければならない。甲が前条による弁償金を支払わない時売買取引継続中であっても、乙は預かり保証金をもって、上記弁償金に充当し、

相殺処理することが出来る。相殺により保証金に不足が生じたときは、乙は速やかに甲に対し、その不足額を支払うものとする。

第 12 条 弁償金の金額は、弁償対象容器が新品、中古品にかかわらず全て一律の金額とする。(付属契約事項
－ 容器弁償金の標準金額参照)

第 13 条 本契約に定めのない事項については、甲、乙、それぞれの事情を勘案して誠意をもって話し合い円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書二通を作成し、甲、乙両者署名捺印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 京都府〇〇市……
〇〇鉄工株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

京都府〇〇市……
(乙) 〇〇酸素ガス株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

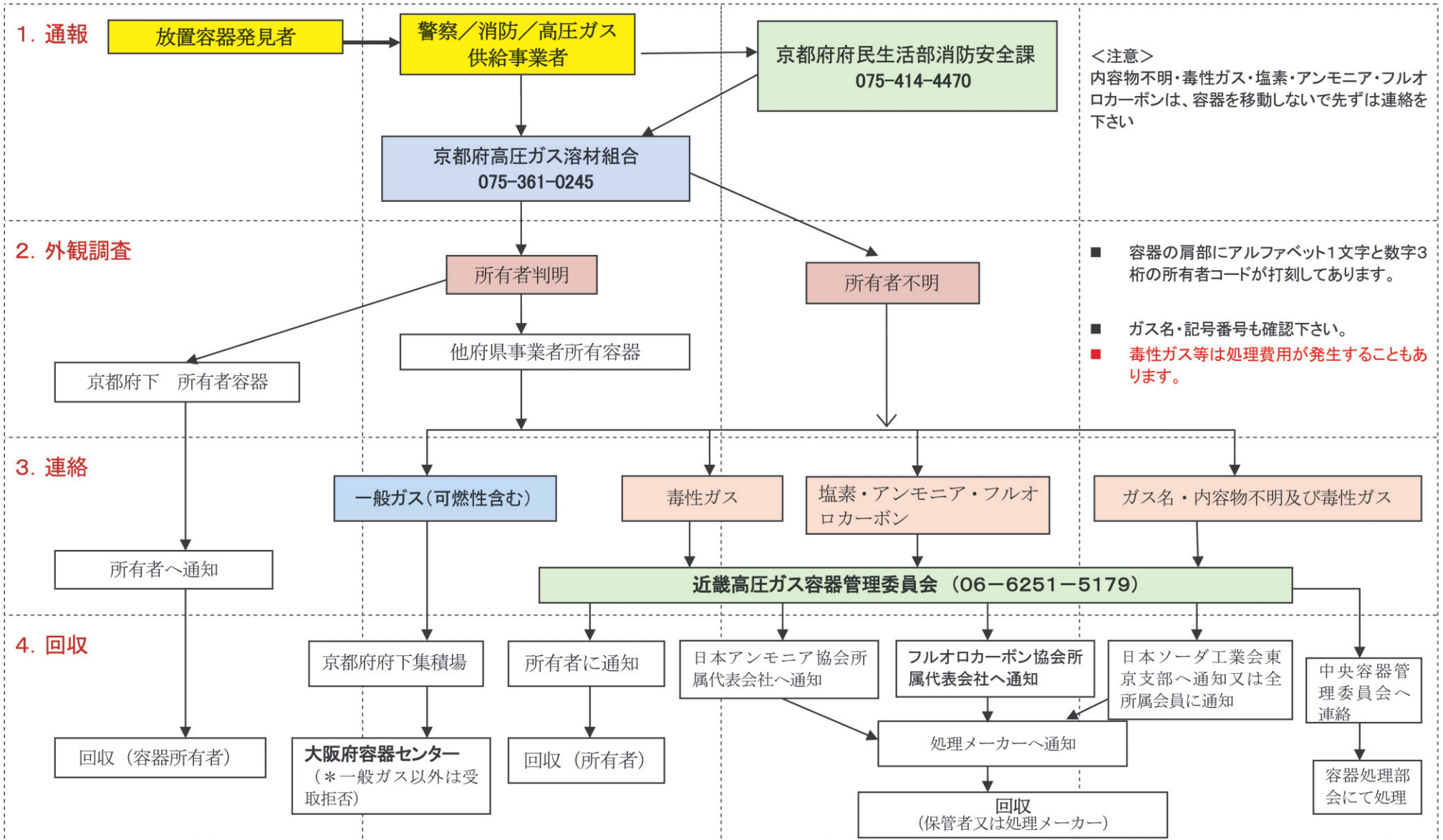
〔契約付属事項〕

(容器弁償金の標準金額)

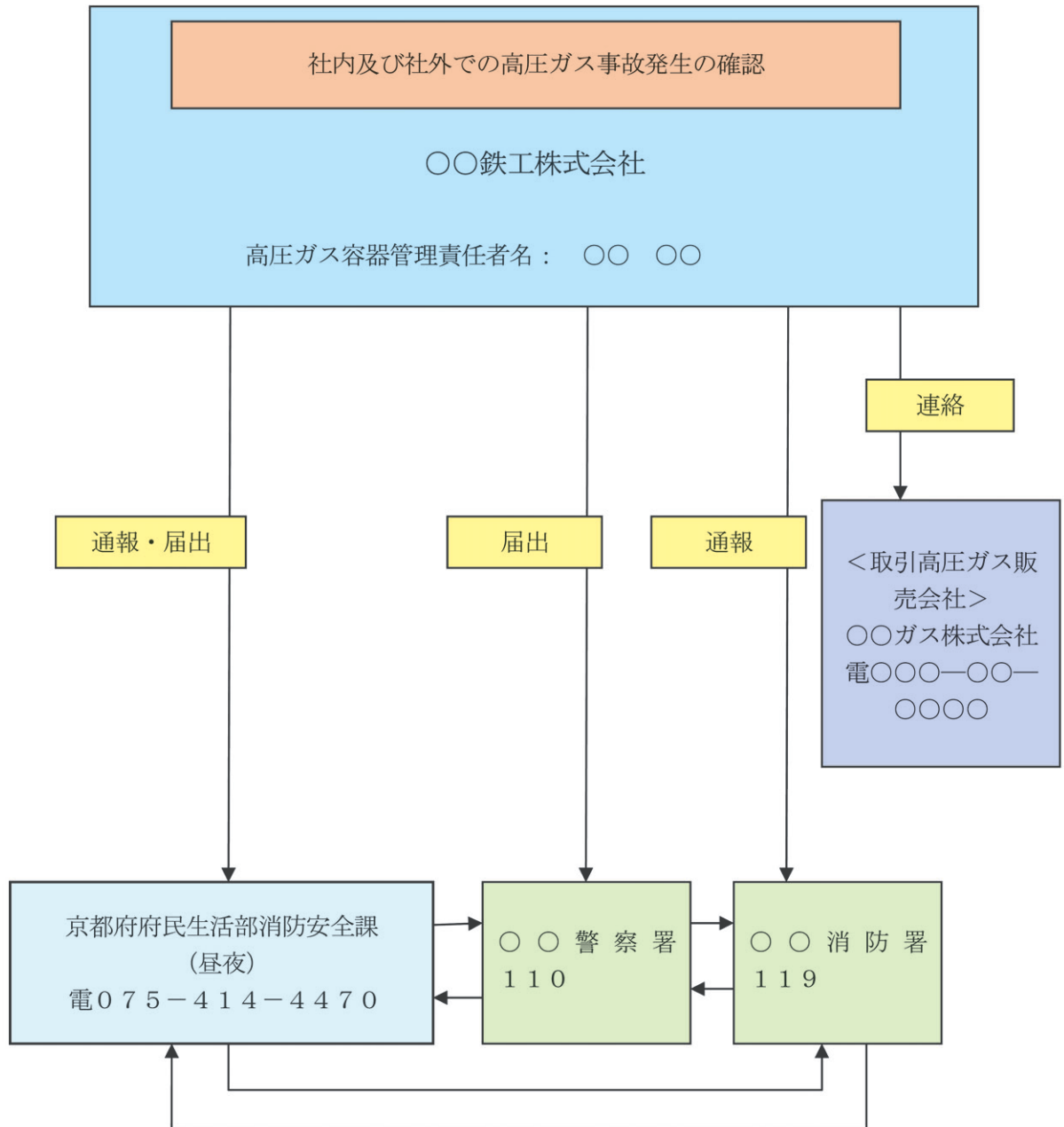
容器の種類	内容積	ガス種	容器弁償金 (円)
一般シームレス容器(〇〇所有容器)	3.4～50 リットル	酸素・窒素・笑気ガス・滅菌ガス・炭酸ガス等	〇〇〇〇〇
一般シーム容器(〇〇所有容器)	12～118 リットル	アセチレン・プロパン・フルオロカーボン等	〇〇〇〇〇
複合容器(〇〇所有容器)	2～12 リットル		〇〇〇〇〇
一般シームレス容器(メーカー所有)	10～47 リットル	ヘリウム・水素・メタン等	〇〇〇〇〇
標準ガス容器(メーカー所有)	10～47 リットル	各種標準ガス	〇〇〇〇〇

《京都府放置容器処理ルート》

＜京都府高圧ガス溶材組合／近畿高圧ガス容器管理委員会 京都支部＞ 資料—5



高圧ガス事故(災害・容器紛失及び盗難)の連絡体制表



<高圧ガス事故とは>
高圧ガスに関する災害、高圧ガス容器の紛失・盗難

- ① 紛失の場合は遺失届・盗難の場合は盗難届を警察へ
- ② 高圧ガスの災害発生及び容器の盗難は京都府府民生活部消防安全課へ
- ③ 火災や負傷の場合は消防へ

事 故

(事故届)

第六十三条 第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。

- 一 その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。
 - 二 その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。
- 2 経済産業大臣又は都道府県知事は、前項第一号の場合は、所有者又は占有者に対し、災害発生の日時、場所及び原因、高圧ガスの種類及び数量、被害の程度その他必要な事項につき報告を命ずることができる。



消費事業者

(貯蔵)

第十五条 高圧ガスの貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところから従つて貯蔵する高圧ガス若しくは液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第二条第四項の供給設備若しくは液化石油ガス法第三条第二項第三号の貯蔵施設において貯蔵する液化石油ガス法第二条第一項の液化石油ガス又は経済産業省令で定める容積以下の高圧ガスについては、この限りでない。

(貯蔵の方法に係る技術上の基準)

第十八条法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 二 容器(高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。)により貯蔵する場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 可燃性ガス又は毒性ガスの充てん容器等の貯蔵は、通風の良い場所であること。
 - ロ 第六条第二項第八号の基準に適合すること。
 - ハ シアン化水素を貯蔵するときは、充てん容器等について一日に一回以上当該ガスの漏えいのないことを確認すること。
 - ニ シアン化水素の貯蔵は、容器に充てんした後六十日を超えないものをする。ただし、純度九十八パーセント以上で、かつ、着色していないものについては、この限りでない。
 - ホ 貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器(消火の用に供する不活性ガス及び消防自動車、救急自動車、救助工作車その他緊急事態が発生した場合に使用する車両に搭載した緊急時に使用する高圧ガスを充てんしてあるものを除く。)によりしないこと。ただし、法第十六条第一項の許可を受け、又は法第十七条の二第一項の届出を行ったところから従つて貯蔵するときは、この限りでない。
 - ヘ 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したもの(容器保安規則第二条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器にあっては、同規則第八条第一項第十号の充てん可能期限年月日を経過したものを)を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。

第六条第二項第八号八 容器置場及び充てん容器等は、次に掲げる基準に適合すること。

- イ 充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。
- ロ 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の充てん容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。
- ハ 容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。
- ニ 容器置場(不活性ガス及び空気のものを除く。)の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。
- ホ 充てん容器等は、常に温度四十度(容器保安規則第二条第三号又は第四号に掲げる超低温容器又は低温容器にあっては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの。以下第四十条第一項第四号ハ、第四十九条第一項第四号、第五十条第二号及び第六十条第七号において同じ。)以下に保つこと。
- ヘ 充てん容器等(内容積が五リットル以下のものを除く。)には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。
- ト 可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと。(平九通産令一七・追加、平一〇通産令一七・平一一通産令三七・平一二通産令六五・平一二通産令七八・平一二通産令二九九・平一三経産令四一・平一四経産令一〇四・平一五経産令四一・平一六経産令三四・平一六

経産令四六・平一六経産令五六・平一七経産令二六・平一七経産令三九・平一八経産令四三・一部改正)

(貯蔵の規制を受けない容積)

第十九条法第十五条第一項ただし書の経済産業省令で定める容積は、〇・一五立方メートルとする。

- 2 前項の場合において、貯蔵する高圧ガスが液化ガスであるときは、質量十キログラムをもつて容積一立方メートルとみなす。(平九通産令一七・追加、平一二通産令二九九・一部改正)

(消費)

(その他消費に係る技術上の基準)

第六十条 法第二十四条の五の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号及び次項各号に掲げるものとする。

- 一 充てん容器等のバルブは、静かに開閉すること。
- 二 充てん容器等は、転落、転倒等による衝撃又はバルブの損傷を受けないよう粗暴な取扱いをしないこと。
- 三 充てん容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。ただし、安全弁及び圧力又は温度を調節する自動制御装置を設けた加熱器内の配管については、この限りでない。
 - イ 熱湿布を使用すること。
 - ロ 温度四十度以下の温湯その他の液体(可燃性のもの及び充てん容器等、バルブ又は充てん用枝管に有害な影響を及ぼすおそれのあるものを除く。)を使用すること。
 - ハ 空気調和設備(空気の温度を四十度以下に調節する自動制御装置を設けたものであつて、火気で直接空気を加熱する構造のもの及び可燃性ガスを冷媒とするもの以外のものに限る。)を使用すること。
- 四 充てん容器等には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講ずること。
- 五 消費設備に設けたバルブ又はコックには、作業員が当該バルブ又はコックを適切に操作することができるような措置を講ずること。
- 六 消費設備に設けたバルブを操作する場合にバルブの材質、構造及び状態を勘案して過大な力を加えないよう必要な措置を講ずること。
- 七 可燃性ガス又は毒性ガスの消費は、通風の良い場所でし、かつ、その容器を温度四十度以下に保つこと。
- 八 シアン化水素の消費は、容器に充てんした後六十日を超えないものをする。ただし、純度九十八パーセント以上で、かつ、着色していないものについては、この限りでない。
- 九 酸化エチレンを消費するときは、あらかじめ、消費に使用する設備の内部のガスを窒素ガス又は炭酸ガスで置換し、かつ、酸化エチレンの容器と消費に使用する設備との間の配管には、逆流防止装置を設けること。
- 十 可燃性ガス又は酸素の消費に使用する設備(家庭用設備を除く。)から五メートル以内においては、喫煙及び火気(当該設備内のものを除く。)の使用を禁じ、かつ、引火性又は5-発火性の物を置かないこと。ただし、火気等を使用する場所との間に当該設備から漏れいしたガスに係る流動防止措置又は可燃性ガス若しくは酸素が漏れいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じた場合は、この限りでない。
- 十一 可燃性ガスの貯槽には、当該貯槽に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。
- 十二 可燃性ガス及び酸素の消費施設(在宅酸素療法用のもの及び家庭用設備に係るものを除く。)には、その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。
- 十三 溶接又は熱切断用のアセチレンガスの消費は、当該ガスの逆火、漏れい、爆発等による災害を防止

するための措置を講じて行うこと。

- 十四 溶接又は熱切断用の天然ガスの消費は、当該ガスの漏えい、爆発等による災害を防止するための措置を講じて行うこと。
- 十五 酸素の消費は、バルブ及び消費に使用する器具の石油類、油脂類その他可燃性の物を除去した後にすること。
- 十六 消費した後は、バルブを閉じ、容器の転倒及びバルブの損傷を防止する措置を講ずること。
- 十七 消費設備(家庭用設備を除く。以下この号及び次号において同じ。)の修理又は清掃(以下この号において「修理等」という。)及びその後の消費は、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。
 - イ 修理等をするときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監視の下に行うこと又は異常があつたときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じて行うこと。
 - ロ 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の消費設備の修理等をするときは、危険を防止する措置を講ずること。
 - ハ 修理等のため作業員が消費設備を開放し、又は消費設備内に入るときは、危険を防止するための措置を講ずること。
 - ニ 消費設備を開放して修理等をするときは、当該消費設備のうち開放する部分に他の部分からガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること。
 - ホ 修理等が終了したときは、当該消費設備が正常に作動することを確認した後でなければ消費をしないこと。
- 十八 高圧ガスの消費は、消費設備の使用開始時及び使用終了時に消費施設の異常の有無を点検するほか、一日に一回以上消費設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

(販売業者等に係る技術上の基準)

第四十条 法第二十条の六第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること。
- 二 充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもってすること。
- 三 圧縮天然ガスの充てん容器等の引渡しは、法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間を六月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したのものをもってすること。
- 四 圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に圧縮天然ガスを販売するときは、当該販売に係る圧縮天然ガスの消費のための設備について、次に掲げる基準に適合していることを確認した後に行うこと。
- イ 充てん容器等(内容積が二十リットル以上のものに限る。以下この号において同じ。)には、当該容器を置く位置から二メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。ただし、屋外に置くことが著しく困難な場合(告示で定める場合に限る。)において、充てん容器等及びこれらの附属品から漏えいした圧縮天然ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、漏えいした圧縮天然ガスが火気に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。
- ロ 充てん容器等(当該容器に取り付けたスカートを含む。)には、湿気、水滴等による腐食を防止するための措置を講ずること。
- ハ 充てん容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。
- ニ 充てん容器等(内容積が五リットル以下のものを除く。)には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講ずること。
- ホ 充てん容器等と閉止弁との間には、次に掲げる基準に適合する調整器を設けること。

(イ) 調整器の高圧側の耐圧性能及び気密性能は、その調整器に係る容器の刻印等において示された耐圧試験において加える圧力(以下「耐圧試験圧力」という。)以上の圧力で行う耐圧試験及び当該耐圧試験圧力の五分の三以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。

(ロ) 調整器(生活の用に供するガスに係るものに限り、かつ、閉止弁から最も近いものをいう。以下チにおいて同じ。)の調整圧力は、二・三キロパスカル以上三・三キロパスカル以下であり、かつ、閉そく圧力(燃焼器のバルブを閉じた状態における調整器の低圧側が受ける圧力をいう。)は四・二キロパスカル以下であること。

ヘ 配管には、充てん容器等と調整器との間の部分にあつては当該充てん容器等の刻印等において示された耐圧試験圧力以上の圧力、調整器と閉止弁との間の部分にあつては〇・八メガパスカル(長さ〇・三メートル未満のものにあつては、〇・二メガパスカル)以上の圧力で行う耐圧試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験(試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。)に合格する管を使用すること。

ト 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること。

チ 調整器と閉止弁との間の配管は、当該配管の設置の工事を終了した後四・二キロパスカル以上の圧力で気密試験を行い、これに合格するものであること。

五 圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に圧縮天然ガスを販売する者にあつては、配管の気密試験のための設備を備えること。(平九通産令一七・追加、平一二通産令二九九・一部改正)

くず化その他の処分 高圧ガス保安法 <抜粋>

- 第 56 条 経済産業大臣は、容器検査に合格しなかつた容器がこれに充てんする高圧ガスの種類又は圧力を変更しても第 44 条第 4 項の規格に適合しないと認めるときは、その所有者に対し、これをくず化し、その他容器として使用することができないように処分すべきことを命ずることができる。《改正》平 11 法 160
- 2 協会又は指定容器検査機関は、その行う容器検査に合格しなかつた容器がこれに充てんする高圧ガスの種類又は圧力を変更しても第 44 条第 4 項の規格に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。《改正》平 11 法 160
- 3 容器の所有者は、容器再検査に合格しなかつた容器について 3 月以内に第 54 条第 2 項の規定による刻印等がされなかつたときは、遅滞なく、これをくず化し、その他容器として使用することができないように処分しなければならない。
- 4 前 3 項の規定は、附属品検査又は附属品再検査に合格しなかつた附属品について準用する。この場合において、第 1 項及び第 2 項中「これに」とあるのは「その附属品が装置される容器に」と、「第 44 条第 4 項」とあるのは「第 49 条の 2 第 4 項」と、前項中「について 3 月以内に第 54 条第 2 項の規定による刻印等がされなかつたとき」とあるのは「について」と読み替えるものとする。
- 5 容器又は附属品の廃棄をする者は、くず化し、その他容器又は附属品として使用することができないように処分しなければならない。



(周知の義務)

第三十八条 法第二十条の五第一項の規定により、販売業者等は、販売契約を締結したとき及び本条による周知をしてから一年以上経過して高圧ガスを引き渡したときごとに、次条第二項に規定する事項を記載した書面をその販売する高圧ガスを購入して消費する者に配布し、同項に規定する事項を周知させなければならない。

(平九通産令一七・追加)

(周知させるべき高圧ガスの指定等)

第三十九条 法第二十条の五第一項の高圧ガスであつて経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス又は酸素

二 在宅酸素療法用の液化酸素

三 スクーバダイビング等呼吸用の空気

2 法第二十条の五第一項の高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項であつて経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 使用する消費設備のその販売する高圧ガス(以下この項において単に「高圧ガス」という。)に対する適応性に関する基本的な事項

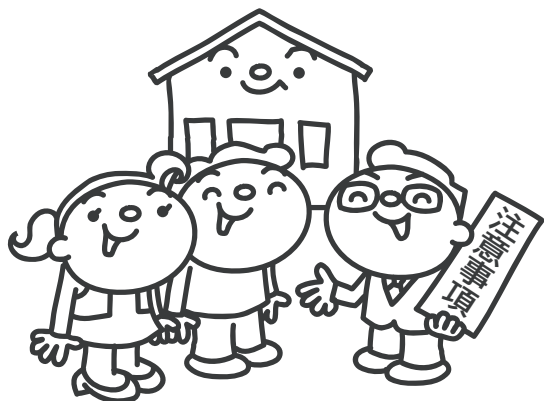
二 消費設備の操作、管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項

三 消費設備を使用する場所の環境に関する基本的な事項

四 消費設備の変更に関し注意すべき基本的な事項

五 ガス漏れを感知した場合その他高圧ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に消費者がとるべき緊急の措置及び販売業者等に対する連絡に関する基本的な事項六前各号に掲げるもののほか、高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項

(平九通産令一七・追加、平一二通産令二九九・一部改正)



京都府高圧ガス容器保安対策指針

平成20年6月3日 京 都 府

第1 指針の目的

この指針は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の目的に基づき、高圧ガス供給事業者及び消費事業者並びに関係団体が、高圧ガス容器の適正な管理や安全に消費を行うための自主的な保安活動を促進することにより、災害の発生や高圧ガス容器の放置を防止することを目的とするものである。

第2 基本的な考え方

この指針は、過去5年間の京都府内の災害原因のほとんどが消費中の事故に集中していることや最近発生した酸素消費中の事故原因から、法令に詳細な規定がないため消費事業者の保安管理が徹底していないことが判明したことを踏まえ、高圧ガスを取り扱う事業者（販売事業者、消費事業者及び関係団体）の自主保安活動を促進し、高圧ガス容器の適正な管理の徹底と安全な消費の確保による災害や放置容器の発生を防止し、府民の安心安全を確保するために事業者がとるべき事項を明文化したものである。

第3 指針の対象

この指針では、工業用として使用する高圧ガス容器（高圧ガス保安法第41条に規定する容器で、内容積1リットル以上の容器をいう。以下同じ）により高圧ガスを供給する事業者（製造事業者、販売事業者）及び消費する事業者並びにこれらに関係する団体等を対象とする。

第4 用語の定義

(1) 供給事業者

京都府内の消費事業者に高圧ガスを販売する製造事業者及び販売事業者（オーダー販売事業者を含む）をいう。

(2) オーダー販売事業者

直接高圧ガス容器を取り扱わず、他の高圧ガス供給事業者に容器の納入を依頼する販売事業者をいう。

(3) 消費事業者

容器に充填された高圧ガスを、府内において消費して事業活動等を行う者をいう。

(4) 放置容器

現に所有者又は使用者が管理していない状態にある高圧ガス容器をいう。

(5) 関係団体

京都府内の高圧ガス保安団体をいう。

(6) 供給事業者団体

京都府高圧ガス溶材組合及び社団法人京都府エルピーガス協会をいう。

第5 供給事業者がとるべき措置

供給事業者は、高圧ガス保安法の規定を遵守する他、【第1目的】を達成するため、次の措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 高圧ガス容器の受け入れ及び引き渡し台帳を備え、常に自社の取り扱う高圧ガス容器の所在管理を徹底する。
- (2) 消費事業者に、安全に消費するための適切な情報を提供する。
- (3) オーダー販売事業者は、容器を直接取り扱う販売事業者との間で、消費事業者に対し前号の情報提供をどちらが行うか、あらかじめ文書で取り決める。
- (4) 事故発生時に高圧ガス保安法第63条に基づき関係機関に速やかに通報が行えるよう連絡体制をあらかじめ構築し従事者に周知する。
- (5) 高圧ガスの販売にあたって高圧ガス容器は原則として貸与することとし、消費事業者にその旨明示する。
- (6) 供給事業者は、高圧ガス容器について常にその所有者を明確に識別できるようにする。
- (7) 同じ高圧ガス容器は原則として1年以上継続して同一事業所に留置しない。
- (8) 使用済み高圧ガス容器の回収は迅速に行い、消費事業者からの依頼があった場合は、自社取扱容器以外の容器であっても回収する。この場合、回収した自社所有容器以外の容器は、第7(2)において定める高圧ガス容器の共同集積場（充填所内の容器置場を含む）に搬入して、所有者に返却する措置をとる。
- (9) 関係団体への加入などにより保安に関する最新情報を入手し、従事者に対して、少なくとも1年に2回以上保安教育を行う。
- (10) 少なくとも1年に2回以上、消費事業所における高圧ガス容器の管理状況等を調査する。
- (11) 消費事業者に対して、【第6消費事業者がとるべき措置】の規定が遵守されるように助言する。

第6 消費事業者がとるべき措置

消費事業者は、[第1目的]を達成するため、次の措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 高圧ガス保安法の規定を遵守するとともに、特に、同法第15条第1項に基づき、高圧ガスの貯蔵を行う。
- (2) 高圧ガス保安法の規定を遵守するとともに、特に、同法一般高圧ガス保安規則第60条（その他消費の技術上の基準）又は液化石油ガス保安規則第58条（その他消費の技術上の基準）に基づき高圧ガスの消費を行う。
- (3) 消費事業所には、高圧ガス容器の管理責任者を置き、高圧ガス容器管理台帳等により常に高圧ガス容器の受け払い状況及び所在等を管理する。
- (4) 高圧ガス容器は一定の場所で管理し、毎日の作業開始時及び作業終了時に高圧ガス容器の管理責任者が管理状況を確認する。
- (5) 供給事業者から高圧ガスを安全に消費するための適切な情報の提供を受けた際には、事業所内で当該情報を共有できる体制を構築し従事者に周知する。

- (6) 供給事業者から消費場所における高圧ガス容器の管理状況について助言を受けた際には、速やかに改善し安全確保に努める。
- (7) 高圧ガス容器及び付属設備（配管、ホース、調整器）は原則として1年以内に1回以上、安全上問題がないか点検等を実施する。
- (8) 使用済み高圧ガス容器は、直ちに供給事業者に戻却することとし、使用中の容器であっても原則として1年以上留置しない。
- (9) 事故発生時に高圧ガス保安法第63条に基づき関係機関に速やかに通報が行えるよう連絡体制をあらかじめ構築し従事者に周知する。
- (10) 関係団体等が主催する講習会に参加するなどにより、保安に関する最新情報を入手し、高圧ガスを取り扱う従事者に対して、1年を通じて1回以上高圧ガスの保安に関する教育を実施する。

第7 関係団体等がとるべき措置

関係団体等は、[第1目的]を達成するため、次の措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 高圧ガス容器の適正な取り扱いについて、加入企業及び消費事業者に対し周知・啓発を行う。
- (2) 供給事業者団体は、放置容器の回収を円滑に行うため、回収した高圧ガス容器の共同集積場（充填所内の容器置場を含む）を設けるなど必要な措置をとる。

第8 放置容器の処理

1 供給事業者及び関係団体は、放置容器を迅速、適正に処理するために次の措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 放置容器の処理体制を確立し実施する。
 - (2) 放置容器を発見者が速やかに処理機関に通報できる体制を確立し実施する。
 - (3) 第1号及び第2号について広報をする。
- 2 放置された高圧ガス容器を発見した者は、自ら処理することなく、直ちに供給事業者団体に通報し処理を依頼する。

【お問合せ先】

京都府高圧ガス溶材組合 事務局

〒600-8456 京都市下京区東中筋通六条上ル 中嶋權治税理会計事務所内
TEL.075-361-0245 FAX.075-371-2848

京都府府民生活部 消防安全課 ガス火薬担当

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
TEL.075-414-4471 FAX.075-414-4477